

# 金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等
金融02	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
金融03	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）
金融04	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税
金融05	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
金融06	外国子会社合算税制の見直し
金融07	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置
金融08	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績について、平成24年度しか把握されていないため、25年度の法人税の減収額を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について平成 26 年度しか予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「税会不一致の問題に起因する投資法人等の活動の制約が解消される。」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
  - Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築
    - 2 市場機能の強化のための制度・環境整備
      - ③ 不動産投資市場の活性化
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 

前回評価時（平成25年8月）に想定していた達成目標（投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること）については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の26年時改正の施行後から現時点（26年8月）まででは合併が行われていないため、所期の目標を達成していないといえる。達成していない原因としては、改正法施行から半年しか経過していないことのほか、限定的な措置内容にとどまったことが考えられる。したがって、投資法人等の活動の制約を抜本的に解消するためにも、本年度要望（税会不一致の解消）を行いたいと考える。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 

租特透明化法に基づく情報によれば、平成24年度の減収額は382億円程度であり、根拠条文は租税特別措置法第67条の15（投資法人の課税の特例）である。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 

本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 

本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人(リート)における「税会不一致」問題の解消等 (国税 16) (法人税:義) (地方税 14) (法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること。具体的には、新たな指標として「配当基準額(仮称)」を導入し、その部分から行われる配当は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性要件に一定の手当てがされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図り、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)(抜粋) 「定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。」</p> <p>○ 「好循環実現のための経済対策」について(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)(抜粋) 「ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進&lt;予算措置以外&gt;」</p> <p>○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券</p>

		<p>等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○ 平成 26 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る観点から、平成 27 年度税制改正に向けて、運用対象資産の範囲を含む投資法人制度及びその会計基準と課税のあり方について、わが国における投資法人の活動実態、諸外国における制度・事例や通常法人との課税の公平性にも留意しつつ、検討する。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る。</p> <p>----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正が実現した場合において、税会不一致相当額について、配当の損金算入をすることができた金額</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図ることにより、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は、約 257,209 百万円(平成 25 年度)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ---) 改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消され、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:一～一)</p> <p>改正が実現すれば、税会不一致の問題に起因する投資法人等の活動の制約が解消される。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:一～一)</p> <p>本改正が措置されなかった場合、税会不一致等による投資法人等の活動の制約が解消されないこととなる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>税会不一致の問題が解消されなければ、投資法人の活動が制約され、そもそもの課税対象が生じないと考えられるため、税収減は生じない。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（協同組織金融機関が自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、税収減を是認するような効果が「協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業向け貸出残高が、平成25年12月時点で、信用金庫が41.3兆円、信用組合が9.7兆円、国内銀行が173.2兆円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「⑧においては1%法人税が軽減された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るといった目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度から29年度まで）について、法人税に係る軽減税率の見直しについては、法人税減税の規模が不明であるため、仮に1%削減されたものとして、影響額を試算したところ、平成27年度から29年度までの減収額の推計は、各年度とも国税分は3,359百万円、地方税分は576百万円とされているが、拡充に係る減収額のみ算定しており、全体の減収



額について記載していないため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「地域の中  
小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る  
という目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる」  
と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上  
で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

## 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段がないと説明されているが、同様の政策目的に  
係る政策手段として「協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例」の租税特  
別措置があると考えられるため、当該政策手段との役割分担を明らかにすることによ  
り、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたも  
のの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・  
説明に不十分な点は認められない。

## <点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系  
における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）抜粋
  - 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革
    - (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新
 

地域活性化の鍵は、若者を含めた魅力ある雇用の場を実現できるかどうかにかかっている。  
そのためには、地域を支える企業の合従連衡や新陳代謝を通じて、収益性・生産性の一定  
程度の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を実現する必要がある。その際、地域金融機  
関等が、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中  
小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。また、地域の資  
金が域内で再投資されて、地域の好循環を実現することが期待される。
  - 政策体系
    - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
      - II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
        - II-2-② 地域密着型金融の促進
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄へ  
の補足説明）
- 本措置の目標は、協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小  
企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るものであり、協同組  
織金融機関の貸出残高の状況を踏まえれば、目標は達成されていると判断できると考えられる。
- また、本措置を引き続き実施する理由としては、本措置の目標である「協同組織金融機関の内部  
留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、  
地域金融システムの安定化を図る」ことであり、今後当該目標を達成し続けるためにも本措置は引  
き続き継続されるべきであることから、本措置は継続的・常態的に必要なものである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 適用数：437（信用金庫、信用組合及び労働金庫）
- なお、本措置については、全ての協同組織金融機関に適用されることから、平成27年度から29  
年度までにおいても437機関（機関数に変動がなければ）に適用される。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 法人税に係る軽減税率の見直しについては、法人税減税の規模が不明であるため、仮に1%削減  
されたものとして、その影響額を以下の算式により試算。
- 平成27年度から29年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。
- ・平成27年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576
  - ・平成28年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576
  - ・平成29年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576

上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。

$$(\text{法人税}) = (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (19\%)}) - (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (18\%)})$$

$$(\text{法人住民税}) = (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (19\%) } \times 17.3\%) - (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (18\%) } \times 17.3\%)$$

なお、平成 26 年度の減収額は制度自体がなかった場合（基本税率との差 6.5%がない場合）の減収額。

また、課税所得については各協会に対して聴取し把握している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

⑧においては 1%法人税が軽減された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に補助金によっても本措置の目的は達成できると考えるが、納税の際に税額を減じる本措置は、最も効率的である。また、本制度は昭和 29 年に創設されたもので、業界に広く定着した制度である。他の政策手段へ変更する場合には、これらの社会的コストが発生することとなる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

協同組織金融機関の内部留保を充実させ、自己資本比率を向上し地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保、地域金融システムの安定化を図るための措置は、租税特別措置以外にはない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (国税3)(法人税:義)、(地方税7)(法人住民税:義)
2	要望の内容	一般事業会社への法人税率(法人税法第 66 条第 1 項)の引下げを行う場合には、協同組合の特性を踏まえ、軽減税率 19%(法人税法第 66 条第 3 項)についても引下げを行う。
3	担当部局	総務企画局企画課信用制度参事官室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	協同組織金融機関は、各根拠法に定められた範囲内での会員/組合員を対象とした非営利・相互扶助の金融機関であり、一定地区内において、中小企業及び個人等、一般の金融機関からの融資が受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。また、銀行と比べ、業務範囲や資金調達手段が限定されている。 本措置は、上記のような協同組織金融機関の特性を踏まえ、昭和 29 年の創設以来 60 年間にわたり講じられてきたところ。これまでも一般事業会社への法人税率の引下げが行われる場合には、併せて協同組合に係る軽減税率も引き下げられてきた経緯がある。今般の税制の抜本的な見直しに際し、本措置の趣旨を踏まえた見直しが行われるよう、今回初めて措置の拡充要望を行うもの。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、本軽減措置により協同組織金融機関の自己資本を充実させ、経営基盤を健全化させることにより、地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システム

			の安定化を図る。																				
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																				
8	有効性等	① 適用数等	○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	445	443	438	437	適用割合	100%	100%	100%	100%
				23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																
			対象法人数	445	443	438	437																
			適用法人数	445	443	438	437																
適用割合	100%	100%	100%	100%																			
(注)金融庁調べ																							
② 減収額																							
			○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																				
			(単位:百万円)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>20,568</td> <td>17,672</td> <td>21,780</td> <td>21,832</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3,605</td> <td>3,102</td> <td>3,734</td> <td>3,743</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	法人税	20,568	17,672	21,780	21,832	法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743					
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
法人税	20,568	17,672	21,780	21,832																			
法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743																			
			(注1)金融庁調べ (注2)金額は、現時点(19%)での減収額を記載																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。																				
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状																				
			<中小企業向け貸出残高> (単位:兆円)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> </tbody> </table>		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4				
	信用金庫	信用組合	国内銀行																				
21年12月	42.8	9.4	177.5																				
22年12月	42.0	9.4	173.7																				
23年12月	41.6	9.5	171.4																				

			<table border="1"> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> </table>	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2
24年12月	41.0	9.5	170.1								
25年12月	41.3	9.7	173.2								
			(注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。								
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献している。 仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。								
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 協同組織金融機関の自己資本の充実寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	協同組織金融機関は、非営利・相互扶助の金融機関であり、各根拠法により、融資対象先(中小企業や地域住民等)及び事業地域、資金調達手段が限定されている。融資先は大企業に比べて信用リスクが高いため、協同組織金融機関は、金融仲介機能を十分に果たすために、自己資本を充実させる必要がある。 本特例措置は、課税後利益を増大させることにつながり、利益率が低いとともに資金調達手段が限られている協同組織金融機関の自己資本充実に資する。								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。								
10	有識者の見解		—								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（協同組織金融機関が自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、税収減を是認するような効果が「協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業向け貸出残高が、平成25年12月時点で、信用金庫が41.3兆円、信用組合が9.7兆円、国内銀行が173.2兆円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

    - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「⑧においては本措置が継続された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。



## 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段がないと説明されているが、同様の政策目的に係る政策手段として「協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率」があると考えられるため、当該政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）抜粋
  - 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革
    - (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新
 

地域活性化の鍵は、若者を含めた魅力ある雇用の場を実現できるかどうかにかかっている。そのためには、地域を支える企業の合従連衡や新陳代謝を通じて、収益性・生産性の一定程度の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を実現する必要がある。その際、地域金融機関等が、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。また、地域の資金が域内で再投資されて、地域の好循環を実現することが期待される。
  - 政策体系
    - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
      - II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
        - II-2-② 地域密着型金融の促進
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 本措置の目標は、協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るものであり、協同組織金融機関の貸出残高の状況を踏まえれば、目標は達成されていると判断できると考えられる。
- また、本措置を引き続き実施する理由としては、本措置の目標である「協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る」ことであり、今後当該目標を達成し続けるためにも本措置は引き続き継続されるべきであることから、本措置は継続的・常態的に必要なものである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（24年度）を基に試算した減収額」として66億円程度とされている。
- 金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：437（平成26年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（適用件数は約9,000件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。
- 平成27年度から29年度までの適用数の推計は以下のとおり。
- ・平成27年度：420

- ・平成 28 年度：420
- ・平成 29 年度：420

なお、本措置の適用については、各協会に聴取した結果である（金融庁による推計値は含まれない）。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（24 年度）を基に試算した減収額」として 66 億円程度とされている。

金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：437（平成 26 年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（適用件数は約 9,000 件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。

したがって、信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。

減収額算出に係る算式は以下のとおり。

（法人税）＝ 割増分（一般貸倒引当金の 12%。平成 23 年度以前は 16%）×19%（平成 23 年度以前は 22%）

（法人住民税）＝ 法人税×17.3%

（事業税）＝ 割増分×3.6%

（地方法人特別税）＝ 事業税×81%

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。

平成 27 年度から 29 年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。

- ・平成 27 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607
- ・平成 28 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607
- ・平成 29 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607

上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。

（法人税）＝ 割増分（一般貸倒引当金の 12%。平成 23 年度以前は 16%）×19%（平成 23 年度以前は 22%）

（法人住民税）＝ 法人税×17.3%

（事業税）＝ 割増分×3.6%

（地方法人特別税）＝ 事業税×81%

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

⑧においては本措置が継続された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に補助金によっても本措置の目的は達成できると考えるが、納税の際に税額を減じる本措置は、最も効率的である。また、本制度は昭和 41 年に創設されたもので、業界に広く定着した制度である。他の政策手段へ変更する場合には、これらの社会的コストが発生することとなる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

協同組織金融機関の内部留保を充実させ、自己資本比率を向上し地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保、地域金融システムの安定化を図るための措置は、租税特別措置以外にはない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化(延長)(国税4)(法人税:義)、(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第57条の9に規定されている特例制度(割増特例112/100)を恒久化すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来23回にわたって延長され49年間存続してきた。なお、直近では平成24年度税制改正要望で3年間の延長(平成27年3月31日まで)が認められたところ。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。しかし、上記のような顧客は、景気変動の影響を受けやすいため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく左右されることになる。 貸倒リスクに柔軟に対応するために、内部留保を充実させる必要があるが、協同組織金融機関は銀行と異なり資金調達手段が限られていることから、本特例措置を利用することで、自己資本を充実させることにより経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等
		②: 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同

8	有効性等	① 適用数等	組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																																										
		② 減収額	〇適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>429</td> <td>426</td> <td>421</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>96.4%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	429	426	421	420	適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%																						
			23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)																																							
対象法人数	445	443	438	437																																									
適用法人数	429	426	421	420																																									
適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%																																									
③ 効果・達成目標の実現状況	〇減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>6,868</td> <td>4,294</td> <td>4,232</td> <td>4,271</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,215</td> <td>730</td> <td>692</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1,117</td> <td>828</td> <td>801</td> <td>808</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状  <中小企業向け貸出残高> (単位:兆円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> </tbody> </table> (注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献してい		23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	法人税	6,868	4,294	4,232	4,271	法人住民税	1,215	730	692	799	法人事業税	1,117	828	801	808		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2
	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)																																									
法人税	6,868	4,294	4,232	4,271																																									
法人住民税	1,215	730	692	799																																									
法人事業税	1,117	828	801	808																																									
	信用金庫	信用組合	国内銀行																																										
21年12月	42.8	9.4	177.5																																										
22年12月	42.0	9.4	173.7																																										
23年12月	41.6	9.5	171.4																																										
24年12月	41.0	9.5	170.1																																										
25年12月	41.3	9.7	173.2																																										

			<p>る。</p> <p>仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p> <p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実に図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p> <p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（金融機関による資金決済高度化への対応を促すこと）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った金融機関の数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（各年度）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「租税特別措置等を手当てすることにより、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関の数の増加につながる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
  - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
    - 1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
      - ① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 

本制度へ参加することになる金融機関は、全銀システムに接続している金融機関だけであるため、最大で754社（預金取扱機関数）になる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 

システム投資見込額（推計）2,876.95億円  
 税額控除額（控除率10%）287.69億円  
 地方税の税額控除（地方税率12.9%）37.11億円  
 合計324.8億円  
 各年度64.96億円（5年間で均等発生との仮定）
- ⑫ 税収減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 

減収額は、64.96億円と試算しているが、より多くの金融機関が資金決済高度化の対応を行うことにより、幅広く国民生活の利便性や企業の生産性を向上させることにつながることから、税収減を是認するような効果があると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 

本施策は、金融インフラの構築に係るものであるため、幅広い金融機関に参加してもらう必要があるところ、効率的に、幅広い効果を発揮させることができる税制措置が適当であると考えた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税 (国税6)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	国民生活の利便性や企業の生産性の向上につながる金融インフラの導入促進のために、金融機関が行う資金決済高度化等に対応するためのシステム投資について、特別償却または税額控除の選択適用制度を創設すること
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。
6	適用又は延長期間	平成27年度から平成32年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民生活の利便性や企業の生産性を向上させるために、我が国の金融インフラの更なる整備を進めること。  《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 「日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報(EDI情報)の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関による資金決済高度化への対応を促すこと。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った金融機関の数

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。
8	有効性等	①: 適用数等	最大で754社(預金取扱機関数)による適用が見込まれる。
		②: 減収額	各年6,496百万円
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等を手当てすることにより、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関の数の増加につながる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等が手当てされない場合、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関が少なくなり、我が国の金融インフラの整備が十分に進まないおそれがある。	
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 幅広く、国民生活の利便性や企業の生産性の向上させることにつながることから、税込減を是認するような効果が有ると考えられる。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、我が国全体の金融インフラの更なる整備を進めることを目的としているため、地方における国民生活の利便性や企業の生産性の向上にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めての要望である。



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税収減はないと見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用者数が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
  - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
    - 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
  - III 公正・透明で活力ある市場の構築
    - 2 市場機能の強化のための制度・環境整備
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 

本租税特別措置の達成目標がインフラファンド組成に係るインセンティブの向上であり、組成されるインフラファンドが本措置を制度存続の前提としていることを踏まえると、本件措置が適用される投資法人数よりも適切な測定指標の設定は困難である。
- ⑬ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 

税制上の不利益を被ることのないようにするためには、本租税特別措置が最も費用対効果が高く、かつ市場を歪めないものであり、他の政策手段は実質的に想定し難い。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 

同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税17)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、公共施設等運営権について、ペイスルー課税対象資産とすること、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課資産運用企画室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第一 総論 IV. 改訂戦略の主要施策例 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革 (1)地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ○PPP/PFIを活用した民間によるインフラ運営の実現 ・公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。さらに2022年までの10年間で2～3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。</p> <p>第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 (略)再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。(略)</p> <p>●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方</p>



			(2) 社会資本整備 (民間能力の活用等) (略)コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入する (略)また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。(略)
	②	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-3 資産形成を行う者が真に必要なサービスを受けられるための制度・環境整備 Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。
8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 本拡充措置が実現されなければ、公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月)  税収減はないと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国子会社合算税制の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。  
 [将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定性的に予測されているが、分析対象期間における減収額を定量的に明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

- IV 横断的施策
- IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
- IV-3-① 規制・制度改革等の推進

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

英国ロイズマーケットに関しては3社。航空機リースに関しては、新たに置かれる適用除外基準の内容によって変動するが、最大8社。いずれも、今後新たに進出する法人がある場合には、その分増加する可能性がある。

上記の根拠は、平成26年8月時点において、上記各事業に進出している本邦企業の数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国子会社合算税制の見直し (国税11)(法人税:義) (地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	外国子会社合算税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である(昭和53年度創設)。 この制度には、企業の正常な海外投資活動を阻害しないよう、一定の事業実体を有する外国子会社等についての適用除外規定が置かれているが、経済活動のグローバルな進展に伴い、現行の適用除外規定は現在の経済実態を反映していない面が生じているため、適用除外要件を一定の経済活動について拡充すること等を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和53年創設 平成22年トリガー税率引下げ、資産性所得の合算等
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>外国子会社合算税制を、経済活動のグローバルな進展を踏まえた内容に見直すことによって、我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「成長戦略においては、(略)グローバル化を活かしヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備すること、などにより、潜在成長力を高め、実質所得の増加を伴う成長を実現することが必要不可欠である。」</p> <p>「以下のような経済社会の姿を目指し、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由で公正な競争、オープンな経済環境が確保され、グローバルに魅力ある経済社会</li> <li>⇒国際競争力・成長力・雇用創出力のある産業が発展する社会</li> <li>⇒躍動感とスピード感をもって、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動する社会」</li> </ul> <p>「グローバル化を活用して持続的な成長を実現するためには、貿易と投資の双方の拡大を目指し、ヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境の整備、日本と円に対する信用の維持、グローバルに稼げる分野の確保、ビジネス環境の整備やグローバル人材・現地人材の育成等に取り組むことが重要である。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、我が国金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争できるような環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>海外展開する我が国金融機関の国際競争力を高めるためには、他国と同じ条件で競争できる環境を整備することが必要不可欠である。</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>英国ロイズマーケット関係では、国内損害保険会社大手3グループ航空機リース関係では、国内主要行及び大手リース会社など4グループに対する適用が見込まれる。</p> <p>② 減収額</p> <p>英国ロイズマーケット関係は、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(来年の英国の法人税引下げにより、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。</p> <p>航空機リース関係も、金融庁所管法人に関しては、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(今後、当該子会社等の収益の改善により、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -~-)</p> <p>本要望が措置されれば、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できるようになり、我が国金融機関の国際競争力を高めることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -~-)</p> <p>本要望により、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できる環境が整備される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成27年~)</p> <p>航空機リース事業または英国ロイズマーケットでの損害保険事業を営む外国子会社を有する国内金融機関は、外国子会社合算税制の適用を受けない他国の金融機関に比し、国際競争上、劣位な条件に置かれる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: -~-)
			金融庁所管法人に関しては税収減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	外国子会社合算税制が租税特別措置法で定められ、その適用除外の拡充を要望するものであるため、他の手段はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融庁所管法人に関しては税収減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せず税収減を是認するような効果が「減収額は、9.13億円と試算しているが、社会保障や税の適性・公平な執行という社会正義に資するものであることから、税収減を是認するような効果があると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（各年度）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「租税特別措置等を手当てすることにより、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施の確保につながる。なお、システム投資の金額としては、242.69億円と推計している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- IV 横断的施策
- 3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
- ① 規制・制度改革等の推進
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 預金口座へのマイナンバー付番が決まった場合には、全ての金融機関がこれに対応する必要があるため、決定された導入時期（平成30年以降の見込み）までに、全ての預金取扱機関（754社）が対応していることが見込まれる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- システム投資見込額（推計）242.69億円
- 税額控除額（控除率10%）24.27億円
- 地方税の税額控除（地方税率12.9%）3.13億円
- 合計27.4億円
- 各年度9.13億円（3年間で均等発生との仮定）
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- システム投資の金額としては、242.69億円と推計している。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
- 減収額は、9.13億円と試算しているが、社会保障や税の適性・公平な執行という社会正義に資するものであることから、税収減を是認するような効果があると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- 本施策は、社会インフラの構築に係るものであるため、幅広い金融機関に参加してもらう必要があるところ、効率的に、幅広い効果を発揮させることができる税制措置が適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置 (国税 13)(法人税:義) (地方税 2)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	○ 預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、金融機関の実務負担に配慮すること。  具体的には、  ① 預金口座付番の方法等(例えば、付番を行う預金の範囲など)について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること  ② 金融機関のシステム対応の負担に応じた税制上の優遇措置(例えば、預金口座付番に対応するためのシステムについて取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除を認める等)を講じること
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。
6	適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 30 年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。 《政策目的の根拠》 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 同工程表 P74 「マイナンバーの利用範囲拡大(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)等の検討」
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等を手当てして、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。
		② 減収額	預金取扱機関(754 社)による適用が見込まれる。  各年 913 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等を手当てして、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等を手当てすることにより、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施の確保につながる(金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額に応じて税務上の恩典(支援)が行われる)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等が手当てされない場合、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資が金融機関にとって大きな負担となり、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。  《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、幅広く、国民にメリットがあるものであると考えられ、税收減を是認するような効果が有ると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		② 他の支援措置や義務付け等	該当なし



		との役割 分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適 正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、地方公共 団体における生活保護等の適正な交付にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		今回が初めての要望である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（企業年金等の加入者数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

当該政策目的の根拠については、下記のとおり法令等において明記されている。

## &lt;確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第1条&gt;

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## &lt;確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第1条&gt;

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## &lt;「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）&gt;

## 第二 3つのアクションプラン

## 一. 日本産業再興プラン

## 5. 立地競争力の更なる強化

## 5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

## (3) 新たに講ずべき具体的施策

## i) 金融・資本市場の活性化

## ③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

また、政策目的の政策体系における施策レベルは以下のとおり。

## II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

## 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

## ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

- ④ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度等の枠組みにおいて、本租税特別措置等のほかに、補助金等による支援措置は採っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置 (国税 21 法人税:義) (地方税 17 法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂 2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>確定拠出年金について、国民の自助努力による豊かなライフスタイルを実現し、同時に、資本市場を通じた経済活性化にも資する観点から、さらなる制度改善によって、その普及を促進していくこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。</p> <p>また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭(在宅)など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の上乗せ年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。</p> <p>加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	確定拠出年金について、国民の自助努力による豊かなライフスタイルを実現し、同時に、資本市場を通じた経済活性化にも資する観点から、さらなる制度改善によって、その普及を促進していくこと。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	企業年金等の加入者数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	確定拠出年金が普及・拡大することにより、個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。
8	有効性等	①: 適用数等	—
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p>
9	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業年金制度等は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。企業年金制度等は、本来私的に任意で行うものについて、受給権の保護等を定めた確定給付企業年金法等の法に基づく形式に沿って実施する場合にのみ税優遇を与える制度である。したがって、税優遇等の一定の支援措置がない場合には企業年金制度等を実施するインセンティブは著しく減少することが想定されるものであり、法改正等の手法を用いた制度改正による健全な育成に加えて、税制上の支援措置は必須の支援策である。なお、諸外国における企業年金制度への支援策においても、税制上の措置によるものが圧倒的に多い。</p>	

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、確定給付企業年金制度においては積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を、確定拠出年金制度においては事業主等による投資教育の実施や商品提供に係る義務付け等を、それぞれ行っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

